

「母子家庭の母等」とは……

- ① 20歳未満の子若しくは一定の障害がある状態にある子を扶養している配偶者のない女子
- ② 精神若しくは身体の障害により長期にわたって労働の能力を失っている配偶者を扶養している女子

をいいます。

なお、配偶者のない女子には、次のような方が含まれます。

- ・配偶者と死別した女子で、現に婚姻をしていないもの
- ・離婚した女子で、現に婚姻をしていないもの
- ・配偶者の生死が明らかでない女子
- ・配偶者から遺棄されている女子
- ・配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができない女子
- ・配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている女子
- ・配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない女子
- ・婚姻によらないで母となった女子で、現に婚姻をしていないもの

「寡婦」とは……

配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのあるもの

お問い合わせやご相談は

仕事をしたい

母子家庭の母等・
寡婦のみなさんへ

事業主のみなさんへ

- 今まで働いた経験のない方
- 長い間仕事から離れ家庭にいた方
- 別の仕事に変わる必要のある方
- より有利な安定した仕事につくために技能資格等を身につけたいという方など……

平成7年度



母子家庭の母等や寡婦であって、一家の生計の担い手として仕事につくことを希望している方のために、労働省では、次のような窓口や制度を設けておりますので、ご利用ください。

労働省婦人局

リーフレットNo.160

117

仕事をしたい方の利用できる窓口や制度

ハローワークでは

●仕事につくために……職業相談・職業紹介

ハローワーク(公共職業安定所)では、専門の相談員等が就職についてのきめこまかな相談・指導を行い、適性や希望にあった事業所への職業紹介に努めています。



●技術を身につけるために……公共職業訓練

仕事につく前に技術を身につけることが必要な場合には、公共職業安定所長の指示により、公共職業能力開発施設(各種学校等へ訓練を委託する場合があります。)において、専門の指導員のもとで、職業訓練を受けることができます。

科目：一般事務(OA等)科、経理事務科、介護サービス科、和・洋裁科、製図科、トレース科など(ただし、科目名は地域により異なります。)

期間：6ヵ月～1年(委託訓練の場合は3ヵ月程度)

費用：無料 なお、母子家庭の母等で所得が一定額以下の方に対しては、期間中訓練手当(平均月額134,720円。ただし、金額は地域等の要件により異なります。)が支給されます。

●仕事や職場環境になれるために……職場適応訓練

公共職業安定所長の指示により、就職に先立って、仕事や職場環境になれるために、事業所内で訓練を受けることができます。

期間：6ヵ月

費用：無料 なお、母子家庭の母等で所得が一定額以下の方に対しては、期間中訓練手当(平均月額134,720円。ただし、金額は地域等の要件により異なります。)が支給されます。

婦人就業援助センターでは

●仕事についての相談のために……就業相談

家庭婦人等が、気軽に立ち寄って、就職のための相談をしています。仕事についていろいろな情報を知ることができます。

●短期間で技能を身につけるために……技術講習

就職に当たって有利な資格や技術を身につけるための技術講習を受けることができます。



科目：ワープロ、パソコン、経理事務、病人介護、販売、秘書事務、社会保険労務事務、ビジネスマナーなど(ただし、科目は地域により異なります。)

期間：21日間

講習料：無料 なお、母子家庭の母等で所得が一定額以下の方に対しては、期間中、交通費(実費1往復1,000円まで)と受講諸費(1日470円)が支給されます。

事業主の方の利用できる窓口や制度

ハローワークでは、母子家庭の母等の求職申込みや就職後の指導について相談に応じています。母子家庭の母等を雇用する場合、次の制度がありますので、ご利用ください。

特定求職者雇用開発助成金

ハローワークの紹介により、母子家庭の母等を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に支給されます。

助成額：雇い入れた労働者1人につき賃金の4分の1(中小企業は3分の1)
(ただし平成6年2月9日から平成7年6月30日までに雇い入れた場合は2分の1(中小企業は3分の2))

期間：1年

職場適応訓練

母子家庭の母等が職場や仕事になれるために、事業主に訓練を委託しています。訓練終了後は、通常引き続き雇用することになっています。

期間：6ヵ月

委託料：月額22,800円(訓練生1人につき)